

居宅介護支援 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 同仁会
主たる事務所の所在地	〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口 150 番地 1
代表者（職名・氏名）	理事長 辻 寛
設 立 年 月 日	平成 11 年 1 月 29 日
電 話 番 号	0738-42-8100

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	カルフル・ド・ルポ印南在宅介護支援センター	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口 150 番地 1	
電 話 番 号	0738-42-8110	
指定年月日・事業所番号	平成 12 年 4 月 1 日指定	3072100278
管 理 者 名	山本 亮太	
通常の事業の実施地域	印南町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、介護保険サービス及び社会資源を有効に活用し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。また地域性を加味し、過疎地域であっても、これまで同様住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう支援します。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。・介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進について、指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。・事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。その場合、利用者に複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、十分に説明を行います。・利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事

	<p>業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。さらに、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき別紙にて十分説明を行います。なお、説明については、居宅介護支援の提供の開始に際し行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ・ 特定事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行う他、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に努めます。 ・ 上記のほか和歌山県指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年和歌山県条例第76号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。 ・ 利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。さらに、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。 ・ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上、かつ居宅サービス等区分に係るサービスが区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合、妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、居宅サービス計画を市町村に届け出ます。 ・ 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。
--	---

特定事業所について

趣旨	<p>特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする。</p>
基本的取扱方針	<p>この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。また、常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのよう</p>

	な支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要。また、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス事業者からの独立性を確保する。
--	--

4. 提供するサービスの内容

居宅介護支援とは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことを言います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8時30分から17時30分まで
営業しない日	土曜日、日曜日 年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
24時間連絡体制を整備しています。17：30以降は併設施設でのオンコール体制	

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護支援専門員	常勤5人（兼務1人、内管理者兼務1人）
内）主任介護支援専門員	常勤2人（兼務1人、内管理者兼務1人）

7. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

項目	報酬	概要
居宅介護支援費 要介護1・2	10,860円/月	居宅介護支援費Ⅰ：介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分
居宅介護支援費 要介護3・4・5	14,110円/月	
特定事業所加算Ⅰ	5,190円/月	算定要件あり
特定事業所加算Ⅱ	4,210円/月	
特定事業所加算Ⅲ	3,230円/月	
特定事業所加算A	1,140円/月	
特定事業所医療連携加算	1,250円/月	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た場合、1月につき所定単位数を加算する。
初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円/月	入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わ

		ない)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円/月	入院後 7 日以内に情報提供（提供方法は問わない）
退院・退所加算 ・Ⅰイ ・Ⅰロ ・Ⅱイ ・Ⅱロ ・Ⅲ	・Ⅰイ 4,500 円/月 ・Ⅰロ 6,000 円/月 ・Ⅱイ 6,000 円/月 ・Ⅱロ 7,500 円/月 ・Ⅲ 9,000 円/月	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算	500 円/回	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度とする。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回 (1 月に 2 回を限度として算定できる)	病院診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
運営基準減算	所定単位数の 50/100 に相当する単位数	算定要件あり
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	介護支援専門員の処遇向上を目的とした加算 算定要件あり

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 利用者の人権を擁護するため、虐待の未然防止・早期発見に努めます。また、虐待防止検討委員会を結成し定期的に開催するとともに、責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画を整備し、実施します。また、指針を整備し、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（人権擁護推進員）を選任します。

虐待通報窓口	印南町住民福祉課 内 印南町地域包括支援センター	電話番号 0738-42-1738
--------	-----------------------------	-------------------

9. ハラスメント対策

- (1) 施設は、適切な就業環境を維持するため、職員（採用を希望する求職者等を含む。以下本条において同じ。）に対するいかなるハラスメント行為も許容せず、これを防止する

ための必要な措置を講じるものとします。

- (2) 施設は、利用者、その家族等その他事業に関係を有する者からの、社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や言動（カスタマーハラスメント）に対し、毅然とした態度で対応し、職員を保護するための適切な体制を整備します。
- (3) 施設は、職員が求職者等に対してセクシュアルハラスメントその他の不適切な言動を行ってはならない旨の方針を明確化し、これに厳正に対処します。
- (4) 施設は、ハラスメントに関する相談窓口を設置するとともに、相談があった場合には、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、事実関係の迅速かつ正確な確認、被害者に対する配慮のための措置及び再発防止に向けた措置等を適正に行います。
- (5) 相談したことや事実確認に協力したこと等を理由として、職員に対する不利益な取扱いを行わないものとします。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0738-42-8110 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	印南町住民福祉課	電話番号 0738-42-1738
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 073-427-4665
	和歌山県社会福祉協議会	電話番号 073-435-5222

12. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年1回以上実施します。利用者がサービス利用を継続する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めます。

【感染症に係る業務継続計画】

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。また、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成整備し、それに伴う研修及び訓練（シュミレーション）を年1回以上行います。

なお、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決定しておくものとします。

14. 非常災害対策

防災対策を推進するために、防災対策責任者（災害対策推進員）を選任します。事業者は、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として消防計画及び災害時対応マニュアルを策定しております。

15. サービス利用についての留意事項

利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に、お伝えいただけますようお願い致します。できれば、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合せて保管していただくことをお勧めします。

16. 秘密保持の厳守について（個人情報保護に関する同意）

社会福祉法人 同仁会では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。ゆえに、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

（1）個人情報の内容

- ・基本情報（氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況など利用者や家族の個人に関する情報）
- ・申込み用紙記載事項、認定調査票、主治医意見書、認定結果通知書 ・その他情報（サービスを提供するために必要なものに限る）

（2）当事業所内部での利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務
 - ・会計、経理 ・事故等の報告 ・当該利用者の介護 ・医療サービスの向上

（3）他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診察等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等の心身の状況説明
- ②介護保険事務
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む） ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 当事業所内部での利用に係る利用目的

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・当事業所等において行われる学生等の実習への協力
- ・当事業所において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・外部監査機関への情報提供

(3) 当事業所での広報活動に係る利用目的

- ・広報誌及び施設内掲示新聞、ホームページに関する写真使用

(4) サービス担当者会議や各種委員会等におけるテレビ電話装置等の活用

- ・テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(5) 電磁的記録について

- ・事業者等は、省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得ておく。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者】

所在地 和歌山県日高郡印南町山口 150 番地 1
事業者（法人）名 社会福祉法人 同仁会
カルフル・ド・ルポ印南在宅介護支援センター
代表者職・氏名 理事長 辻 寛 ⑩
説明者職・氏名 職 _____ 氏名 _____ ⑩

私は、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

【契約者】

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
続 柄 _____

【利用者】

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

【身元引受人】（家族の代表者）

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
続 柄 _____